

京都市消防局訓令乙第26号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本栄一

目次中「応援隊の要請」を「緊急消防援助隊等の応援の要請等」に改める。

第2条第8号中「及び本市」を「, 本市」に改め, 同条第9号中「大規模災害対策支援システム」を「意思決定支援システム」に, 「地震計」を「震度計」に改める。

第5条中「及び」を「並びに」に改める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同項第6号を第7号とし, 第5号を第6号とし, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 初動調査計画

第10条の表中

「	大規模災害対策支援システムの地震計（宇治市喜撰山に設置の地震計を除く。）の一が震度5弱以上の地震を感知したとき。	を
」		
「	市域に震度4の地震が発生した旨の気象庁発表があったとき。	に,
」		
「	初動震災警防態勢時において震災が発生し, 局本部長が第2号震災警防態勢による対処が必要であると認めたとき。	を
」		

「 初動震災警防態勢又は第1号震災警防態勢時において震災が発生し、局本部長が第2号震災警防態勢による対処が必要であると認めたととき。」

に、

「 (1) 市域に震度5弱以上の地震が発生した旨の気象庁発表（以下「気象庁発表」という。）があったとき。
(2) 初動震災警防態勢時において震災が発生し、局本部長が第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めたととき。」

を

「 (1) 市域に震度5弱以上の地震が発生した旨の気象庁発表（以下「震度5弱以上の気象庁発表」という。）があったとき。
(2) 初動震災警防態勢、第1号震災警防態勢又は第2号震災警防態勢時において震災が発生し、局本部長が第3号震災警防態勢による対処が必要であると認めたととき。」

に改める。

第15条第4項中「かかわらず、」の右に「震度5弱以上の」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第18条中「発令時における」を「区分に応じて」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「大規模災害対策支援システム」を「意思決定支援システム」に改める。

第23条中「大規模災害対策支援システム」を「意思決定支援システム」に、「結果から」を「結果、震災の状況等に基づき」に改める。

第25条の見出しを「(局本部長等及び震災警防本部要員の出動)」に改める。

第30条第1項各号列記以外の部分中「及び次の各号に掲げるところにより」を「により、震災の状況等に応じて、」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改める。

第4章第6節の節名を次のように改める。

第6節 緊急消防援助隊等の応援の要請等

第35条の見出しを「(緊急消防援助隊等の応援の要請等)」に改め、同条中「消防機関」

を「消防機関等」に、「応援隊，調査隊等（以下「応援隊」という。）の要請」を「緊急消防援助隊等の応援の要請等」に改める。

第36条（見出しを含む。）中「応援隊」を「緊急消防援助隊等」に改める。

第38条中「及び住民」を「，住民」に改める。

第47条，第48条，第49条第1項各号列記以外の部分及び第50条中「震災警防態勢」を「増強震災警防態勢」に改める。

第56条中「が発令されたとき」を「の発令時に」に改める。

附 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)